

2018 年度事業報告書

公益社団法人日本複製権センター

I 法人の概況

1. 沿革及び 2018 年度の活動

公益社団法人日本複製権センター（以下 JRRC という）は、書籍、新聞、雑誌、学会誌等の著作物の複写等に係る権利の擁護と複写利用の円滑化を目的として、1991 年に日本複写権センターとして設立された。それ以来、途中 2012 年の公益社団法人化を挟み、著作者、出版者、学術団体、新聞社等の権利者から著作物の複写利用に係る権利の管理を受託し、利用者との間で契約を締結し、著作権等管理事業者として管理著作物の複写利用許諾業務を行ってきた。

2018 年度は、10 月にこれまでの紙から紙への複写利用許諾に加え、紙から PDF ファイル又は JPG ファイル等に変換する電子化に対しても許諾サービスを開始した。

また、教育に関する補償金の徴収・分配及びライセンス供与に伴う使用料徴収・分配に関する業務を実施する団体設立に向けて支援活動を行った。

2. 委託管理事業管理状況（2019 年 3 月 31 日現在）

(1) 管理出版物数/管理著作物数、各構成団体及び個別受託元より委託されている出版物数/著作物数は、以下の通りである。

- ① 「一般社団法人学術著作権協会」：定期刊行物 2,319 点、書籍 2,025 点
- ② 「新聞著作権協議会」：69 社、98 紙
- ③ 「著作者団体連合」：合計 14,733 名の著作者による全著作物
- ④ 個別受託元からの受託著作物 団体 74,337 点、個別出版者 14,791 点

(2) 契約者数

契約件数 2,580 件

グループ企業を含めた利用者数は 5,562 者

(3) 使用料収入

使用料収入額は 425,254,888 円（2017 年度 395,458,232 円）

(4) 分配額

2018 年 9 月に分配した 2017 年度収入に対する分配額は 281,636,573 円
（2017 年 7 月分配額 276,080,326 円）

II 事業の状況

1. 2018 年度の事業計画のうち重点事業に対する取り組み

(1) 電子化許諾の実施について

① 管理委託契約約款及び使用料規程の改定

電子化許諾サービス開始にあたり必要な権利委託の条件を変更し、また使用料規程については利用者代表として一般社団法人日本経済団体連合会その他の団体に意見聴取したうえで、文化庁に管理委託契約約款及び使用料規程を届け出た。

- ② 利用者に対する契約切替え、新規契約の案内
電子化許諾に伴う使用料規程の改定内容について説明会開催、電話相談、個別訪問等を実施するとともに、HP 上でのお知らせ、メールマガジン発信、DM 郵送等による告知を実施した。
- (2) 新たな著作権制度に対する調査・研究
- ① 教育機関における複製・公衆送信等について、「教育利用に関する著作権等管理協会」における事務局業務を担当し、教育関係者との接点となる「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」の事務局として、2018年5月の著作権法改正により実施が決定した教育に関する補償金制度確立に向けて支援作業を本格化した。その結果、2019年1月に「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」の設立に繋がった。
- ② オープンワークス問題解決について、文化庁および関連団体とともに、3年目の実証事業に参加し、適用範囲の拡大、著作権者の相当の搜索・補償金額算定のための基礎資料作成の限定受託業務開始、事務業務の円滑化、広報の充実等の改善を実施した。
- (3) 管理著作物の拡大
利用者の利便性向上を目指して個別受託制度による管理著作物の拡大、とりわけ電子化許諾可能な著作物数の増加を目標として活動したことにより、管理著作物数は2017年度比で18,000件増、電子化許諾対象の管理著作物は6割を超えることとなった。
- (4) 契約者サービス及び契約促進の充実
従来から実施してきた初級及び中級向け著作権講座を東京で4回、大阪で2回実施した。当初計画したeラーニング教材開発については、重点事業の項目1の電子化許諾の実施に注力したため先送りとした。また、同様の理由から2018年度は文化庁後援の著作権セミナーは1回のみ開催となった。
- (5) 海外RRO (Reproduction Rights Organisation) との双務協定締結
CCC¹及びNLA²をはじめとした海外RRO との双務協定締結の準備のためのコミュニケーションを継続するとともに、IFRRO³の年次総会やAPC⁴ 会議の場でJRRC が課題と認識しているAIの学習データと著作権の関係、著作権管理事業団体としての立法制度への関与の仕方等に関する発表を通して課題意識の共有に努めた。
- (6) 複製に関するポータル・サイトの充実
使い勝手の向上を目的としてHPのレイアウトを一新し、利用者・権利者毎に掲載情報への入り口を整理し、改正著作権法の簡単な内容紹介を含め、記事を追加掲載した。

2. 2018年度の事業計画のうち経常事業に対する取り組み

- (1) 複製に係る権利行使の委託を受けた著作物の複製等の利用許諾、並びに同利用許諾に係る使用料の徴収、分配に関する事業
- ① 複製使用料の徴収
2018年度における複製使用料徴収額は425,254,888円となり、予算395,000,000円に対して30,254,888円の増収となった。
- ② 複製使用料の分配
2017年度に徴収した使用料総額395,458,232円から業務手数料を控除した281,636,573円を、2018年9月末に権利者団体及び個別受託の契約先に分配した。各権利者団体及び個別受託の契約先への分配額は以下の通りである。

¹ 米国 RRO Copyright Clearance Center

² 英国 RRO Newspaper Licensing Agency

³ International Federation of Reproduction Rights Organisations (世界複製権機構)

⁴ Asia Pacific Committee (世界複製権機構のアジア・太平洋地域の委員会)

著作者団体連合	100,815,787 円
一般社団法人学術著作権協会	70,505,130 円
新聞著作権協議会	93,465,714 円
一般社団法人出版社著作権管理機構	2,694,431 円
個別受託契約先小計	14,155,511 円
合計	281,636,573 円

3. 著作権思想の普及及び調査研究に関する事業

(1) 一般及び利用者への著作権思想普及・啓発活動

① JRRC の自主事業

- ア JRRC 主催の著作権セミナー、講演会等の開催
2018 年 7 月に、文化庁の後援を得て JRRC 著作権セミナーを開催した。参加者数は 450 名であった。
- イ メールマガジン等による著作権知識の普及・啓発活動
年間で合計 34 回メールマガジンを発行し、利用者に対する著作権知識の普及・啓発活動に努めた。
- ウ 利用企業・団体における著作権講習会への講師派遣
2018 年度は、実施しなかった。
- エ 利用者・一般を対象とした小セミナー、懇談会の定期的開催
2018 年度に JRRC 企業・団体のための著作権基礎講座と中級講座を東京地区年間 4 回、関西地区 2 回の合計 6 回開催し、参加者数は合計 370 名であった。
- オ 著作物複写利用に関する啓発用パンフレット等の作成・配布
行政機関向けに JRRC 著作権管理事業の内容紹介及び適法な著作物の利用に関する啓発用パンフレットを作成し、契約促進の目的で全国の自治体およそ 2,000 者に郵送した。
- カ ホームページ、インターネット及び業界紙等での広報・宣伝活動の実施
広報媒体として経団連タイムズ、日本生産性新聞、日本事務器新聞等の各種メディアに対し広告を掲載し、著作権に関する啓発及び個別受託制度等の告知を行った。

② 文化庁、著作権情報センター等の著作権思想の普及事業への参加

- ア 文化庁著作権セミナーへの協賛団体としての協力・参加
全国 12 会場で開催された著作権セミナーに対し、資料提供等の協力を行った。
- イ 同庁の著作権教育連絡協議会の一員として著作権思想の普及・啓発活動への参加
2018 年度には文化庁著作権教育連絡協議会は開催されなかったが、文化庁とは「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」の開催等を通して緊密に情報交換した。
- ウ 著作権情報センターの正会員として同センターの著作権思想の普及・啓発活動への協力
著作権情報センターの総会・理事会等に参加し、著作権の普及・啓発活動に正会員として協力を行った。
- エ 文化庁主催のセミナー、研修会への講師の派遣
2018 年度は講師派遣の要請はなかった。

(2) 調査・研究

PDLN (Press Database Licensing Network) の年次総会等への参加を通じた活動では、メディア・モニタリングを取り巻く環境の変化要因として、PDLN 加盟の著作権管理団体 (以下 RRO) の取引先としてテキスト・アグリゲータ (文字情報収集サイト運営業者) が登場したこととともに、同じ RRO の取引先としてメディア・モニタリング業者のサービスが高度化していることやテキスト・アグリゲータと一部メディア・モニタリング業者の間が競合状態にあること等、欧州を中心に新たな状況が生まれていることが分かった。また、EU がメディア・モニタリング技術の基盤強化を目的にビッグデータ関連プロジェクトの支援計画を推進している模様である。

(3) 国際活動への取り組み

① IFRRO (世界複製権機構) との連携

5月に香港においてIFRROのAPC会議に参加した他、10月にはアテネにてIFRRO年次総会に参加し、各国RROと著作権管理事業に関する意見交換を行った。

② PDLNにおける情報収集等

上記項目(2)と重複するため、割愛する。

③ 文化庁との連携

海外における海賊版対策事業に対して協力要請があり、副理事長が当該事業の評価者の立場で協力することとした。

(4) 図書館における著作物利用に関する協議への参加

2018年度は協議会が未開催であった。

4. 著作物の利用に係る相談、助言に関する事業

2018年度は、電子化許諾サービスの開始により許諾内容の問合せが10月以降急増した。また許諾サービスの選択肢が複雑化したことに関する問合せも増加した。その他7月から、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」の事務局業務開始に伴い、教育関係者等からの問い合わせが増加した。

2018年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」

第34条 第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が

存在しないので作成しない。

以上